

一般病棟等の入院時食事療養費標準負担額 及び 療養病棟の入院時生活療養費・生活療養標準負担額について

◇一般病棟・回復期リハビリテーション病棟に入院の患者様

入院時の一食あたりの食事負担額

①	一般加入者	550円
②	③・④のいずれにも該当しない、 小児慢性特定疾病児童等又は指定難病患者	330円
③	住民税非課税世帯等 (70歳以上では低所得Ⅱの方)	90日以内の入院 (過去12ヶ月の入院日数) 270円
④		91日以上入院 (過去12ヶ月の入院日数) 220円
⑤	70歳以上で低所得Ⅰの方	130円

◇療養病棟に入院する65歳以上の患者様

★65歳未満の患者様については上の入院時食事療養費標準負担額が適用されます。

		標準負担額	
		食費(1食)	居住費(1日)
一般	①一般の患者様(下記のいずれにも該当しない方)	550円	430円
	②厚生労働大臣が定める方[重篤な病状又は集中的治療を要する方等](低所得者Ⅰ・Ⅱを除く)		
	③指定難病患者(低所得者Ⅰ・Ⅱを除く)	330円	0円
低所得者Ⅱ	④低所得者Ⅱ(⑤⑥に該当しない方)	270円	430円
	⑤低所得者Ⅱ[重篤な病状又は集中的治療を要する方等]	申請月以前の12ヶ月以内の入院日数が90日以下	
		申請月以前の12ヶ月以内の入院日数が91日以上	
	⑥低所得者Ⅱ(指定難病患者様)	申請月以前の12ヶ月以内の入院日数が90日以下	0円
		申請月以前の12ヶ月以内の入院日数が91日以上	
低所得者Ⅰ	⑦低所得者Ⅰ(⑧⑨⑩⑪に該当しない方)	130円	430円
	⑧低所得者Ⅰ[重篤な病状又は集中的治療を要する方等]	130円	430円
	⑨低所得者Ⅰ(指定難病患者様)	130円	0円
	⑩低所得者Ⅰ/老齢福祉年金受給者		
	⑪境界層該当者		